

平成25年度第11回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成25年2月12日(水)							
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室							
開会時間	13時30分			閉会時間		14時13分		
委員出欠+	番号	氏名		出・欠	番号	氏名		出・欠
	1番	谷本 三宝信		出席	12番	吉原 賢郎		出席
	2番	松川 徹		出席	13番	岩田 有司		出席
	3番	作野 英明		出席	14番	庄倉 三保子		出席
	4番	渡邊 義明		出席	15番	種 正明		出席
	5番	秦野 俊美		出席	16番	橋谷 邦光		出席
	6番	市川 春樹		出席	17番	幅田 智		出席
	7番	井田 憲美		出席	18番	野口 晴正		出席
	8番	岡田 康文		出席	19番	安達 洋昌		出席
	9番	新井 健次郎		出席	20番	唯 仁司		出席
	10番	野口 康夫		出席	21番	恩田 一秀		出席
	11番	白川 透		欠席				
議事録署名委員	6番	市川 春樹			7番	井田 憲美		
出席吏員	事務局長 仲田 憲史			農務室長 田村 誠		事務員 田辺 操枝		

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明書の交付について
第4号	農用地利用集積計画の決定について
協議事項	(1) 平成25年度南部町農業委員会活動の点検・評価について (2) 平成26年度南部町農業委員会活動計画について (3) 農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約のアンケートについて
報告事項	(1) 農地一時転用届について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について (3) 平成26年農作業標準労働賃金について
その他	(1) 平成25年度第12回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成25年度第11回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は11番の白川委員より欠席の連絡を受けております。委員数21名中20名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので本会は成立していることを報告します。
2. 挨拶	会長	皆様、本日はご多忙の中、ご出席頂きありがとうございます。 ～以下 省略～

3. 議事録署名委員及び書記の指名	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
	議長	議事録署名委員： 6番 市川 春樹 7番 井田 憲美 書記：田辺 操枝
4. 議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。 『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の2の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。
	室長	<p>【議案第1号朗読及び説明（議案書1～2頁）】</p> <p>番号1</p> <p>土地の表示： 登記： 現況：</p> <p>地積： 合計： 1筆 m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲渡事由：売買 耕作面積： m²</p> <p>譲受人：</p> <p>譲受事由：売買 耕作面積： m² 権利の種類：所有権移転 備考：高齢で不在地主である から が売買で取得し利用するための申請である。</p> <p>【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 (補足説明) 売買価格は10a当たり 円です。</p> <p>番号2</p> <p>土地の表示： 登記： 現況：</p> <p>地積： 合計： 1筆 m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲渡事由：売買 耕作面積： m²</p> <p>譲受人：</p> <p>譲受事由：売買 耕作面積： m² 権利の種類：所有権移転 備考：経営面積縮小を行う から隣地を所有している が売買で取得し利用するための申請である。</p> <p>【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 (補足説明) 売買価格は10a当たり 円です。</p> <p>番号3</p> <p>土地の表示： 登記： 現況： 地積： m²</p> <p>登記： 現況： 地積： m²</p> <p>合計：田 2筆 m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲渡事由：売買 耕作面積： m²</p>

		<p>譲受人： 譲受事由：売買 耕作面積： m² 権利の種類：所有権移転 備考：経営面積縮小を行う から隣地を所有している が売買で取得し利用するための申請である。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満 たしている。 (補足説明) 耕作面積が記載洩れとなっています。譲渡人の耕作面積は m²です。譲受人の耕作面積は m²です。売買価格は 10 a 当 り 円です。 現地調査資料は、1ページに番号1、2ページに番号2、3ページに番号 3を付けています。</p>
	議 長	<p>質疑を受けます。 (質問・意見なし)</p>
	議 長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	一 同	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>異議なしと認め、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対 する許可について』は議決承認されました。</p>
議案第2号 農地法第4 条の規定に よる許可申 請に対する 許可につい て	議 長	<p>『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可につい て』を上程致します。提案者からの説明を求めます。</p>
	局 長	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の7の規定により提出された下記の許可申請につ いて、許可することの可否についての採決を求めます。 なお、許可にあたっては、農地法第4条第3項の規定により鳥取県農業 会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通知を 行ないます。 内容につきましては、室長より説明させていただきます。</p>
	室 長	<p>【 議案第2号朗読及び説明 (議案書2頁)】 番号1 土地の表示： 登記： 現況： 地積： m² 計： 1筆 m² 申請人： 用途：植林 転用目的及び施設の概要：ヒノキ m² 備考：この農地は農振農用地除外地です。その他農地として農地区分は 第2種該当します。植林して山林として管理するための申請である。 【非農地証明関連案件】 (補足説明) 現地調査資料の4ページが申請位置図、5ページが公図、6ペ ージに中間図として隣接地の地目の状況等載せています。7ページには 計画図を記載しています。今回、ヒノキ m²に植栽するの は1061-1とあるところの点破線の部分です。少し離れた縁の部分が、 法面から上がってきた肩から約5mを取らせてもらって植栽をする計 画です。この図面では寸法の記入などがフリーハンド的に書かれていま すが、実際にはヒノキの さんが一株植樹を使われて既に購 入済です。これから自分のところで植栽をされるという事で、今回、植 栽の仕方はこの様な形でしなければいけないというところで頂いた</p>

		図面がこれです。面積をプランメーターで m^2 とらせてもらって、約 m^2 に1本を植えられる計画を確認しています。
	議 長	井田委員さんより現地調査報告をお願いします
	井田委員	本日9時より、恩田会長、唯代理、野口康夫委員、吉原委員、井田、事務局から仲田局長、田村室長の7名で現地調査を行いました。説明のありました m^2 の内、この度植林をされたい m^2 につきましては、3年前まで葉タバコが栽培されていました。その跡地です。何度か耕耘や除草をされてきましたが長続きせず放棄されている状態でした。農地として非常に立地条件が悪い中で、ご高齢である m^2 さんがこの先農地として管理をされるのは大変難しいのではないかと思います。
	議 長	議案第2号について質疑に入ります。
	作野委員	6ページの図面で m^2 の隣の m^2 が畑になっていますが、ここはどのような状態ですか。
	室 長	隣接する m^2 番地につきましては、平成24年11月に非農地及び植林転用で許可を出しています。
	作野委員	分かりました。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決承認されました。
議案第3号 非農地証明書 の交付について	議 長	『議案第3号 非農地証明書の交付について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第3号 非農地証明書の交付について 下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。
	室 長	【議案第3号朗読及び説明（議案書4頁）】 番号1 土地の表示： m^2 登記： m^2 現況： m^2 地積： m^2 計：1筆 m^2 申請人： 事由：昭和40年代後半に山林を開墾して一部を葉タバコの栽培で畑として利用していたが、今回申請する残地についてはそのまま山林で管理していた。植林の転用にあわせて申請を行う。 備考：国土地理院の所有する資料の空中写真閲覧システムにより確認。（平成元年撮影）及び農業委員、近隣居住者に確認。 【4条申請関連案件】 （補足説明）現地調査資料は先程と同様です。7ページの計画図でマジックで周りが囲ってある外側の部分が今回非農地として申請する所です。
	議 長	井田委員さんより現地調査報告をお願いします。
	井田委員	本日、先ほどと同じメンバーで現地調査を行いました。実際に農地として機能していなかった m^2 以外の残地 m^2 につきましても、雑木に覆われて山林であることがひと眼めで分かりました。ここだけの変更されないまま残るのは非常に不具合であると見て思いました。
	議 長	議案第3号について質疑を受けます。

		(質問・意見なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	『議案第3号 非農地証明の交付について』は、議決承認されました。
議案第4号 農用地利用 集積計画案 の決定につ いて	議長	『議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。 ここで皆様にお諮りしたいと思います。再設定の件数が多い状況で、事前に議案書はお配りしていますので、再設定につきましては、設定を受ける者、設定をする者、合計面積、存続期間の4点のみの発表にすることにご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、再設定につきましては4点のみの発表とします。
	局長	議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。 農業経営基盤促進法第18条第2項において定める事項は別添各筆明細書の通り
	室長	【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書6～23頁)】 [新規] 整理番号 22番～32番 設定を受ける者： 6名 設定をする者： 11名 設定をする土地： 16筆 計 37,810 m ² [再設定] 整理番号 33番～87番 設定を受ける者： 21名 2法人 設定をする者： 54名 設定をする土地： 132筆 計 196,426 m ² [合計] 整理番号 22番～87番 設定を受ける者： 25名 2法人 設定をする者： 63名 設定をする土地： 148筆 計 234,236 m ² この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。
	議長	農業委員さんが当事者であります、整理番号32番、33番、34番、35番、40番を除いたものについて質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議長	ご異議ありませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、『議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について』

		整理番号32番、33番、34番、35番、40番を除いて決定致しました。 整理番号32番、33番について質疑を受けます。松川委員さん退席をお願いします。
		(松川委員退室)
	議長	ご異議ありませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、整理番号32番、33番は議決承認されました。
		(松川委員入室)
	議長	整理番号34番、35番について質疑を受けます。作野委員さん退席をお願いします。
		(作野委員退室)
	議長	ご異議ありませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、整理番号34番、35番は議決承認されました。
		(作野委員入室)
	議長	整理番号40番について質疑を受けます。橋谷委員さん退席をお願いします。
		(橋谷委員退室)
	議長	ご異議ありませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、整理番号40番は議決承認されました。
		(橋谷委員入室)
5, 協議事項 (1)平成25年度南部町農業委員会活動の点検・評価について	議長	協議事項に入ります。『平成25年度南部町農業委員会活動の点検・評価について』を上程します。
	室長	<p>当日配布の「協議事項(1)」と書いてある資料です。「平成25年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価案」です。これは農林水産省より平成22年から“全国の農業委員会は、点検・評価案を作成してホームページ・広報等で住民の農業者の方へ周知を行い、意見を求めたものを、意見に従って反映させて点検・評価しなさい”と通知がきます。それに伴い毎年この時期に作成しているものです。3月末で記入しなければいけない数値などはありますが、現在分かり得る範囲で記入しています。今回、案を作成しましたので、総会でお諮りしまして承認を頂きましたら、ホームページで農業者の皆様の意見を頂く形です。3月に入ってから公開したいと考えています。内容について触れさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【「平成25年度南部町農業委員会活動の点検・評価(案)」 朗読及び補足説明】</p> <p>1ページ目の法令事務に関する点検は、総会の開催や議事録の作成はしているか、議事録の作成日数、内容、公表の方法などの各項目をチェックして記載できるところは記載しています。</p> <p>2ページ目は事務に関する点検で、農地法3条、農地転用に関する事務について事実関係の確認や、総会等での審議の仕方、申請者への通知の方法、許可書を発行するまでの処理期間などを記入しています。1年間の処</p>

		<p>理件数は、3月の申請にかかる2月25日の締め切りを待って件数として記載したいと考えています。</p> <p>それから農業生産法人からの報告等の記載の項目。</p> <p>情報の提供は、賃借料の情報提供を行ったか、建議等、農地台帳の整備等がどの程度行われているかなどの記載の項目があります。</p> <p>4ページは地域の農業者から意見等という事で、3ページまでに記載したものをホームページ等で公開して、農業者の方々から意見があった場合はこの4ページに意見を加えます。</p> <p>次に、5ページの 法令事務に関する評価は、現状の管内の遊休農地面積、遊休農地パトロールを行った結果の18haを載せています。割合は1%です。平成25年度の年度当初に定めた目標は10haです。この度の皆様の指導等で改善された数字を2月末でまとめて、3月の月上旬に実績の面積を入れて達成状況としたいと考えています。2の目標の達成に向けた活動では、具体的に何を行っているのかというものです。何月何日に何をして、何人で、どの様な班体制で行っているのかを記載しています。評価の案は事務局で記載をしています。それを受けて農業者の方から意見を頂き、農業者の意見等を踏まえた評価の決定という事で記載をしたいと考えています。</p> <p>6～7ページ目は促進等事務に関する評価という事で、認定農業者、特定農業者、特定農業団体を南部町としてどの程度作りたくて、どの程度の取り組みをしているかを農業委員会が把握している範囲で記載するものです。</p> <p>7ページは担い手の把握です。どの程度の利用権設定の集積を行ないたいか、25年度は目標の10haに対して実績は23.3haできています。これは、今回の寺内さんも入れて再設定等もかなりありましたので233%の達成率になっています。その様なところを記載して地域の農業者の方々から意見を頂いて記載します。</p> <p>8ページは無断転用への適正な対応ですが、現在のところ無断転用の状況はありませんので0haとしています。</p> <p>以上を、平成25年度の目標および達成に向けた活動の点検・評価(案)としてホームページ等に公表しても良いか皆様にお諮りをするものです。</p>
	議 長	事務局より提案がございましたが、指摘されたい事がありましたらお聞きします。無いようでしたら、このままホームページに公開しますが、いかがでしょうか。
	一 同	異議なし。
	議 長	ないようですので、このままでホームページに公開することに決定します。
(2)平成26年度南部町農業委員会活動計画について	議 長	『平成26年度南部町農業委員会活動計画について』上程いたします。
	室 長	<p>本日配布で、「協議事項(2)」がお手元にあると思います。「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」です。これは、先ほどの『点検・評価』ができたものに対して来年度の活動を決めていくものです。</p> <p>法令事務については、2番の平成26年度の目標案及び活動計画案として、遊休農地の解消面積を昨年同様に10haで載せたいと思っています。継続農地の形で一度は指導できるものの、その間で草刈をしてもらい一旦は解消できた形にはなるけれども、9月、10月に回るとまた同じ所が緑</p>

		<p>判定であがってくる。そのような繰り返しの農地に関して、どのような対策をしていけばこの10haが無くなるかを今後具体的に詰めていきたいと考えているところです。3番、4番については、このような目標について農業者の皆さんがどのような意見を持っておられるのかを意見集約、パブリックコメントというのですが、そのような意見を貰う作業を公表したいと考えています。</p> <p>2ページ目は促進等の事務という事で、担い手などの人数、経営の状況等を書いています。3ページ目が担い手、4ページ目が違反転用という事です。</p> <p>このような形で活動の計画案を記載させて頂いて、農業者の方々の意見を頂きます。意見があれば、それをまた記載して周知して広報する流れで活動計画案も取り組みたいと思いますので皆様にお諮りします。これもホームページに出します。</p>
	議長	事務局より説明がございましたが、このままホームページに公開しても良いでしょうか。
	野口康夫委員	調査委員の数が21人となっていますが、このままで出されるのですか。
	室長	農業委員数は現在21名です。まだ、公選と選任とありますので新しい体制が何名になるか読めないのですが、現在の21名とさせて頂きたいと思います。
	野口康夫委員	分かりました。
	市川委員	平成25年度南部町農業委員会活動の点検・評価案で、もう了承が出たのですが、3ページの公表時期が平成25年3月となっていますが26年ではないですか。
	室長	すみません。公表時期、取りまとめ時期、平成26年3月ですので訂正をお願いします。
	議長	他にございませんか。
		(質問・意見なし)
	議長	ないようですので、一部訂正の後、このような形で公開致します。
(3) 農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約のアンケートについて	議長	『農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約のアンケートについて』を上程致します。
	室長	<p>当日配布で、表に「農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約について(お願い)」と書かれている鳥取県農業会議からきた文書です。1月27日付けで全国農業会議所から県農業会議会長宛に文書が届き、1月29日に鳥取県農業会議から農業委員会会長宛に意見集約のお願いということで至急の文書がきました。</p> <p>1ページ目に、“農業委員会の改革に向けたアンケートの実施にあたりご留意いただきたい事項について”と、アンケートの趣旨が載っています。会長の挨拶にもありましたが、農業委員会制度について、どのような形で流れていて、本当に必要であるかどうか議論がなされている中での全国農業会議所のバックデータの資料としてのアンケートです。2ページ目ですが、調査時期を1～2月中にとなっています。実施方法の②をご覧ください。“農業委員会でのアンケートに基づく組織検討は、農業委員会会長のもとで、原則、2月の総会、部会の開催の機会に検討の場を設定してい</p>

		<p>ただようお願いします。”とあります。議案書に何も記載していないアンケートを入れて皆さんに送り、集約して代表的な意見に全部丸をする作業にはとても追いつきませんので、事前審査の際に会長、職務代理と協議を行ないました。全国農業会議所のバックデータとするアンケートですので、基本的な部分の回答を事務局で記入しています。この記入したアンケートを農業会議に送付したいと考えていますので皆様にお諮りします。④の“アンケートの回答にあたっては、必ず農業委員会会長をはじめとする農業委員会の方々の意見を踏まえていただき、農業委員会事務局単独の判断にならぬようにご配慮をお願いします。”に従いまして皆様にお諮りし承認を頂きたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。</p>
	議長	3ページから事務局で読んでください。
	室長	<p>【アンケートの設問とそれに対する回答の朗読及び補足説明 (資料3～13頁)】</p> <p>(設問1-3について) ⑨ですが、中間管理機構という制度ができ農業委員会との絡みも増えてきますので、新たな取り組みとして丸をしています。⑬も生産調整廃止に向けた中で、農業委員会の中での判断というものが大きく委ねられてくると考えまして重点の取り組みとして丸をしています。</p> <p>(設問2-2について) 検討委員会で検討して頂いたとおりの改正した内容をそのまま入れています。</p> <p>(設問7-2について) ⑥に丸をしていますが、説明を聞いている段階でまだ明確になっていませんのでここに丸をしました。</p> <p>13ページにつきましては、他の調査で報告していますので記入していません。</p>
	議長	農業委員会事務局の単独の判断とならぬようにという事ですので、皆様のご意見を伺いたいと思っております。これでご了承という事でしたら県の農業会議に送りたいと思っております。改正すべきところがありましたら質疑を受けます。
		(質問・意見等なし)
	議長	ないようですが、このままで送ることにご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、このまま農業会議に送ります。
6. 報告事項 (1) 農地一時転用届けについて	議長	報告事項に入ります。『農地一時転届けについて』を上程致します。
	室長	<p>【農地一時転用届について朗読及び説明(議案書24頁)】</p> <p>備考欄にありますように専決案件です。担当委員であります井田委員と事務局も同行して現地の確認をしました。南部町上水道緊急連絡管敷設工事という事で発注されています。これは12月25日に発注された工事で3月工期の中で行わなければならなかったので専決案件として報告致します。</p>
	議長	質疑を受けます。
		(質問・意見等なし)
	議長	この様な内容で専決案件でありますことを、ご理解願います。
(2) 農地法第18条第6項の規定に	議長	『農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程致します。
	室長	<p>【農地法第18条第6項の規定による通知について朗読及び説明 (議案書25～26頁)】</p>

よる通知について		(番号1について) 今後は、 (番号2について) さんが管理されます。 管理をされるそうです。
	議長	何かありましたら質問を受けます。
		(質問・意見等なし)
	議長	ないようですので、これで承認されました。
(3)平成26年農作業標準労働賃金について	議長	『平成26年農作業標準労働賃金について』を上程致します。農業委員さん9名にも立ち会って頂き、値上げの形となりました。
	室長	1月24日に南部町農作業標準労働賃金策定協議会を開催し、平成26年の農作業標準賃金を決定しましたので報告します。26年1月から12月までです。4月からは消費税の改定がなされますので今回は消費税抜きで明記しています。表には25年、26年の金額を消費税抜きで表示して対比できるように記載しています。今、農業委員会総会で報告をさせて頂きましたら、策定協議会の規約に“農作業労働賃金を町広報等により公開するように”と定めてありますとおり、3月の広報なんぶに出したいと考えています。ちなみに、一般労務以外は全部値上げの方向です。消費税につきましては3月までの行った作業、4月以降に行った作業で標準的な賃金として参考にされ、それぞれが協議されて契約をして頂きたい注意事項も付けて広報します。
	議長	この事について何かありましたら質問を受けます。
	唯代理	広報に載せるときに25年度も載せますか。そばの乾燥・調整の単位が26年よりキログラム当たりが変わっています。載せるのなら表記の方法の検討が必要だと思います。
	室長	26年だけです。
	議長	皆様には、どのくらい上ったか参考までに載せていますが、26年のみ載せません。事務局も申しましたが、消費税が変わりますので外税です。先般、伯耆町の会長さんとお会いしましたが、伯耆町も上げられたそうです。このままでよろしいでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	異議がありませんでしたので、策定委員会の意向も踏まえまして、この様な形で広報に載せたいと思います。
5.その他 (1)その他	議長	その他として事務局からあります。
	室長	皆様にお願ひがあります。本日配っています平成25年度農地制度実施円滑化事業補助金の活動管理簿についてです。～以下省略～
	議長	3月10日までに事務局まで提出をして下さい。
	作野委員	利用権などは、どの項目にしたらいですか。
	議長	協議か指導になります。
	作野幹事	～省略～
南部町農業員会総会の日程について	議長	平成25年度第12回南部町農業委員会総会の日程について 平成 26 年 3 月 11 日 (火)
	室長	先程、活動管理簿の提出を3月10日までと申しましたが、11日の総会の日に出されても問題ありません。提出期限を3月11日に訂正します。

8、閉会	議長	これにて平成25年度第11回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
<p>備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。</p>		